

糸魚川バスが運行する路線における協議運賃の設定

糸魚川バス株式会社は、路線バスの利用促進を目的に実施する1乗車100円の企画（ワンコインバスなど）を行うにあたり、協議運賃の設定が必要となるため、運賃について協議し決定する。

糸魚川バス路線における協議運賃の設定 概要

路線バスの運賃は

法律により、金額や手法などが決められています。

協議運賃とは

地域の実情を踏まえ、地域公共交通協議会で合意した場合柔軟な設定を認められている運賃。

〔根拠：道路運送法 第9条第4項
道路運送法施行規則 第9条第2項、第9条の2〕

1. 運行事業者

糸魚川バス株式会社

2. 設定しようとする運賃を提供する路線

白馬線（糸魚川駅～平岩～蓮華温泉）を除く、一般バス全路線

3. 変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

- ・糸魚川バス株式会社と糸魚川市が協議し決定した実施日に乗車した旅客に対して、1乗車 大人 100 円、こども 50 円とする。（ワンコインバス）
- ・バス教室参加者に1乗車 大人 100 円、こども 50 円となる乗車券を設定する。（お試し乗車券）

4. 適用する期間又は区間その他条件を付する場合には、その条件

（1）適用する期間

糸魚川バス株式会社と糸魚川市が協議し、決定した日または期間

（2）適用する区間

白馬線（糸魚川駅～平岩～蓮華温泉）を除く、一般バス全路線の全区間

（3）適用する条件

- ・（ワンコインバス）実施日に乗車した旅客に対して適用する
- ・（お試し乗車券）乗車券を提示し乗車した旅客に対して適用する

5. 届け理由

路線バスの利用促進を目的に路線バスに気軽に乗れる機会として、実施日を限定し1乗車 100 円（こども 50 円）のワンコインバスおよびバス教室参加者に実際のバスに乗るためのお試し乗車券を行うため、協議運賃を設定する。

6. 実施予定日

糸魚川バス株式会社と糸魚川市が協議し、決定した日または期間